

一般社団法人移行のための定款等の変更について 定款および運営規程評議員会案

理事長 坪井 俊

2008年12月1日の公益法人改革3法律の施行に対しまして、社団法人日本数学会は、「一般社団法人」へ移行することで対応することを決めており、このために定款および細則を変更することになることを数学通信第15巻第3号2010年11月74ページ-77ページにご説明し、定款および細則の変更案につきまして、新旧対照表を掲載いたしました。その時ご説明したように司法書士にチェックを依頼しておりましたが、うまくいかず、他学会に照会して紹介された弁護士の方にチェックを依頼しました。この弁護士の方は、日本数学会の事情を良く理解され、新しい法律との整合性についての的を射た説明と修正案をお出しいただきました。2011年1月22日の評議員会では、この修正案を審議し、以下の定款案および運営規程案を可決しました。これまでの細則の内容は修正のうえ運営規程および選挙管理規則となります。この定款案および運営規程案を3月20日の総会でご審議いただき、可決のうえ一般社団法人移行の認可の申請を行う予定です。選挙管理規則につきましては、3月20日の評議員会でご審議いただき、5月の総会でご承認いただく予定です。以下の説明をご一読いただき、新旧対照表をご覧いただいて、ご質問、ご意見等がございましたら、3月上旬までに president@mathsoc.jp にご連絡いただければ幸いです。

経緯については、数学通信第15巻第3号の上記のページをご参照ください。対照表は、現行のものと、前回お示した案及び評議員会で可決した案を示しています。前回お示した案のまま評議員会で可決した部分についても、数学通信第15巻第3号の上記のページをご参照ください。

修正の要点は以下のものです。文言の修正、あるべき内容の明記、条文の順序の入れ替えなどは除きます。変更案は数学通信第15巻第3号に載せたもの、修正案は弁護士からの修正案です。

まず、現行「細則」は定款に次ぐ位置づけの法規となっていることから、定款、規程、規則、細則、取扱要領などという法規の順序によれば、「規程」という名称を当てるのが適当であるという、弁護士の助言に従い、今後は「運営規程」とすることになりました。

そのため、「細則で定める」としていたものを「社員総会で別に定めるところにより」などの表現にしました。

定款についての主な修正点は以下のものです。

- 現行定款第3条, 第4条, 変更案(機関の設置)第6条は, 重複のため削除
- 修正案第6条第4項 正会員は1つの支部に所属することとした。(地方区代議員の選挙権被選挙権のため)
- 変更案第7条第5項 修正案第14条
 現行定款では, 「社員=代議員+評議員+役員」と定義していましたが, 変更案では, 「社員=代議員+役員(理事, 監事)」とすることになりました。現在の評議員の性格を定義するために, 「現行の代議員」を「新定款の地方区代議員」とし, 「現行の評議員」を「新定款の全国区代議員」とすることとし, 「新定款の評議員=全国区代議員+役員の一部」と定義しなおすこととしたためでした。弁護士意見では, 法人法上の社員には役員は含まれないので, 代議員を社員とすることとしました。(変更案第15条第3項についての意見と連動して問題がなくなりました)。
- 変更案第14条 修正案第14条第2項
 全国区代議員の数を細則変更案から定款案に移動。「2 全国区代議員の定数は, 35名以上55名以下とする。」
- 変更案第15条 修正案第15条第2項
 代議員選挙への立候補ができる旨を記載する。選挙管理規則に, 推薦人あるいは分科会, 支部等の機関からの推薦が必要である形にし, 運用上は現行の推薦を受けた候補者は立候補していただくこととする。
- 変更案第15条第3項
 弁護士意見では, 社員=代議員 のなかから 役員が選ばれ, 役員がそのまま代議員を兼ねているのは問題ないということで, この項は削除した。
- 変更案第15条第4項 修正案第15条第4項
 補欠を選べる規定は設けておくと, 実際に起こることを想定すると, 補欠選挙をおこなうこととする。(地方区代議員については, 選出された後の社員総会の出席は3月と5月に求められているだけである。全国区代議員については, 定数35を割る事態は当面起きないと考えられる。)
- 変更案第18条, 修正案第17条に, 第2項(役員の責任の免除規定)を付け加えた。(法律上は社員全員に責任を負っていることから社員に対し同様の規定があるものとされるが, 会員が権利の上では社員と同等であることを保証するため)
- 変更案第22条, 修正案第21条, 法律により定時社員総会は年度に1回となっているということで, 5月を定時社員総会とした。3月及び必要がある場合に臨時社員総会を開催することとした。
- 変更案第22条の第3項以下は(1)をなくし, (2), (3)は修正案第22条第2項, 第4項とした。召集に関して, 変更案第23条第1項は修正案第22条第1項, 変更案第23条第2項は修正案第22条第3項, 変更案第23条第3項は修正案第23条。

- 現行定款第39条 変更案第32条 修正案第24条
定時社員総会および3月に開催する臨時社員総会の議長は、理事長がこれにあたる。その他の臨時社員総会の議長は当該社員総会において社員の中から選出する、とした。
- 変更案第20条第2項第3項 修正案第33条第2項
法人法によれば、理事長は理事会において選任しなければならない。ということです。そこで、「2 理事会は、その決議によって、理事の中から、理事長及び理事長代行を選任し、これ以外の理事を業務執行理事として選任する。この場合において、理事会は、社員総会にこれを付議した上で、その決議の結果を参考にすることができる。」としていただいています。運用上、現行と同じにすることで対応します。
- 変更案第20条第3項を修正案第33条第4項に変更。監事についての規定を整備した。
- 変更案第23条第2項 修正案第36条第2項
補充の規定を除く。「 監事の場合、補充による残任期間として任期を2年未満に短縮することはできない。補欠による選任であれば、短縮可能（法人法67条1項2項） 補充＝欠員後に新たに選任し補填すること、補欠＝欠員が生じたときに備えて予め選任しておくこと」とのご注意をいただいています。運用上は、補充により2年以上務めていただくのが適切と考えています。
- 変更案38条第3項、修正案第38条第3項について、役員の職務上の費用の支払いの規則を定める機関を現実的に理事会とした。
- 変更案第66条、修正案第66条に第2項（2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。）を加えた。税法上の優遇のための要件とのことです。
- 修正案第67条
支部は地方区代議員の選出にかかわるので、地域割を含め記述。また、分科会の規定も挿入。
- 修正案第78条に出版物ごとに編集委員会、出版委員会、全国区代議員選挙管理委員会、地方区代議員選挙管理委員会、編集会を明示した。理事会から運営の一部が委員会に委託されること、内部規則を委員会が定められることを明示した。

細則から、細則変更案をへて、運営規程案になりましたが、以下の変更があります。

- 総則 では 運営規定の位置づけ、日付の定義を加えました。
- 第2章 入会及び会費 は、細則変更案の 第1章 正会員、賛助会員、名誉会員と同じ内容に、支部の登録 を加えました。
- 細則変更案の支部については定款に移し、分科会に関しては、運営規定の第5章第29条にしています。細則変更案の評議員の選任についての項目は削除されていま

す。細則変更案の代議員の選挙のうち、定数、日程を残し、原則を述べ、具体的な方法については、選挙管理委員会、理事会が定めることとしています。(前に書きましたが、この部分については、現在の定款・細則を変更することなので、3月総会時の評議員会で選挙規則を認めていただき、5月の総会でそれを決定していただくと考えています。推薦者つき立候補制という形でまとまる予定です。)

- 第4章(第14条-第28条)は、社員総会の運営規則となっています。
- 第5章は、細則変更案の分科会部分です。
- 第6章 学術的会合 は、細則変更案の第6章の内容です。
- 第7章 出版物 は、細則変更案の第7章の内容です。
- 第8章 委員会、第9章 編集会 は、定款に移っています。

詳しくは、145ページ以降に掲載します新旧対照表をご覧ください。ご質問、ご意見等がございましたら、ご連絡いただければ幸いです。なお、句読点等について不統一な点がありますが、最終版では統一します。